



第5回『曾於南部合併協議会』 が開催されました。

合併することになった場合、次のとおり取り扱うことになりました。

◎財産の取扱いについて

●承認された内容

- ・ 4町の所有する公有財産については、すべて新市に引き継ぎます。
- ・ 4町の所有する物品については、すべて新市に引き継ぎます。
- ・ 4町の保有する基金については、合併時の現有額を持ち寄るものとします。
- ・ 4町の保有する出資、有価証券及び債務については、すべて新市に引き継ぎます。

◎地方税の取扱いについて

●承認された内容

- ・ 4町同一のものについては、現行のとおりとします。
- ・ 個人住民税、固定資産税、軽自動車税の納期については、次のとおりとします。
ただし、合併する年度については、現行のとおりとします。
 - 個人住民税……6月、8月、10月及び12月とします。
 - 固定資産税……5月、7月、9月及び11月とします。
 - 軽自動車税……5月とします。
- ・ 減免規定等については、合併時まで調整します。

◎公共的団体等の取扱いについて

●承認された内容

- ・ 公共的団体等は、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとします。
- ・ 4町に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるように調整に努めます。
- ・ 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるように調整に努めます。
- ・ 各町独自の団体については、原則として現行のとおりとします。

◎補助金、交付金等の取扱いについて

●承認された内容

- ・ 補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮しながら、公共的必要性、有効性、公平性の観点から見直した上で、新市において調整します。
- ・ 同一あるいは同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て、統一の方向で調整します。
- ・ 独自の補助金等については、従来からの経緯、実績及び目的等を考慮し、均等を保つよう調整します。
- ・ 整理統合できる補助金等については、統合・廃止するよう調整します。